

令和2年度第4回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和2年11月26日(木) 午後1時30分開議

会議日程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

- (1) 報告第1号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算について
- (2) 報告第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)決算について

5 議 事

- (1) 諮問第1号 大船渡市税条例の一部を改正することについて
- (2) 諮問第2号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を定めることについて
- (3) 諮問第3号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第2号)を定めることについて

6 そ の 他

7 閉 会

本日の会議に付した事件
～会議日程に同じ～

出席委員（8名）

公益代表委員

田村福子君

武田曉子君

下田初雄君

崎山恵美子君

保険医・保険薬剤師代表委員

金野良則君

被保険者代表委員

熊谷勳君

朴澤美代子君

沼田京子君

高木久子君

欠席委員（4名）

保険医・保険薬剤師代表委員

淵向透君

岩淵由之君

大津定子君

被保険者代表委員

高木久子君

事務局出席者

生活福祉部長

生活福祉部国保年金課長

総務部税務課長

生活福祉部国保年金課長補佐

総務部税務課長補佐

生活福祉部国保年金課係長

金野高之君

三上護君

佐藤力也君

佐々木直央君

鈴木宏延君

古水麻里君

午後 1 時 30 分開会

○生活福祉部長（金野高之君） 本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の会議の進行を務めます、生活福祉部長の金野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和 2 年度第 4 回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、田村会長からごあいさつをお願いいたします。

○公益代表委員・会長（田村福子君） 委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。今年はコロナウイルスのために、いろいろな行事や事業が中止となっております。このコロナウイルスは、終息の目処がまだついておりませんし、早く私達も、当たり前のことが当たり前にできるように祈念いたします。早く旅行したり、おいしいものを食べたり、街の活性化を図っていきたく思っております。

また本日は、集合形式による初めての開催になりますが、これまでは 3 回、運営協議会を書面開催でご協力いただきまして、本当にありがとうございました。本日の会議は、市議会 12 月定例会に提案される条例及び補正予算に係る審議でございますので、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） ありがとうございます。本日は、ただいま会長の御挨拶にもありまして、今年度初めての委員様方が集まったの会議となりますので、ここで事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、私は生活福祉部長の金野高之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険担当を紹介いたします。生活福祉部国保年金課でございます。国保年金課長の三上護でございます。

○国保年金課長（三上護君） 国保年金課長の三上でございます。4 月に、地域福祉課から異動してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） 同じく、課長補佐の佐々木直央でございます。

○国保年金課課長補佐（佐々木直央君） いつもお世話になっております。今年度もよろしくよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） 同じく、国保係長の古水麻里でございます。

○国保年金課係長（古水麻里君） 今年 4 月からお世話になっております。よろしくよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） 続きまして、国民健康保険税の賦課徴収を担当いたします、総務部税務課の職員を紹介いたします。

税務課長の佐藤力也でございます。

○税務課長（佐藤力也君） 佐藤でございます。よろしくよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） 同じく、課長補佐の鈴木宏延でございます。

○税務課課長補佐（鈴木宏延君） 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） 以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

本日の出席者は、ご覧の8名の方々ですが、欠席者は、瀧向透委員、大津定子委員、岩淵由之委員、高木久子委員の4名でございます。

大船渡市国民健康保険条例施行規則第4条による定足数に達しておりますので、本日の会議は成立となります。

会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田村福子君） それでは、進行させていただきます。日程のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第3 会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員には、公益代表の下田初雄委員と、それから被保険者代表の熊谷勸委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「日程4 報告」に入ります。

(1) 報告第1号「令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」と、(2) 報告第2号「令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」の2つを一括して、事務局からの説明をお願いします。

○国保年金課長（三上護君） それでは、改めまして、国保年金課長の三上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の決算につきまして、一括して私から報告いたします。座って説明させていただきます。

これらの決算につきましては、既に9月の市議会において認定をいただいているものでございますが、その概要につきまして、委員の皆様にお知らせするものでございます。

なお、事業勘定の決算につきましては資料1、それから診療施設勘定の決算につきましては、資料2及び3となっております。

はじめに、国民健康保険特別会計事業勘定の決算についてでございます。資料1をご覧願います。

1ページと2ページは歳入歳出決算書、3ページ以降は事項別明細書になりますが、4ページから8ページまでは歳入の部、9ページから15ページまでは歳出の部となっております。

主だった部分につきまして、16ページ以降にまとめてございますので、資料の16ページをお開き願います。以下、概要を申し上げまして、説明とさせていただきます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

① 歳入決算総括表でございます。

1款 国民健康保険税ですが、決算額7億4,796万1,094円、対前年度比較で4,682万円、率にして5.9%の減となっております。

これは、被保険者数の減少などによるものでございます。

次に、3款 国庫支出金でございますが、決算額206万3,700円、前年度比で195万円の増となっております。

これは、システム改修費補助金が大きかったことが、主な要因でございます。

続きまして、4款 県支出金でございますが、決算額31億7,325万9,269円、前年度比で1億9,993万円、率にして5.9%の減となっております。

これは、普通交付金が、保険給付費の減少に伴いまして減額となったことなどが主な理由でございます。

続きまして、6款 繰入金でございますが、決算額3億5,606万1,342円、前年度比で2,330万円、率にして7.0%の増となっております。

これは、一般会計からの繰入金が主なもので、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増加などによるものでございます。

続きまして、7款 繰越金でございますが、決算額1,902万50円、前年度比で7,961万円、率にして80.7%の減となっております。

続きまして、8款 総収入でございますが、決算額4,200万9,625円、前年度比で2,446万円、率にして139.5%の増となっております。

これは、過年度報酬等支払返納金や第三者行為によります返納金の増加などによるものでございます。

続きまして、9款 市債でございますが、決算額4,200万円となっております。

これは、前年度はなかった科目ですが、令和元年度におきましては、歳入の不足を補うため、県の財政安定化基金から、借り入れを行ったものでございます。

以上、令和元年度の歳入合計は、43億8,278万8,893円で、前年度比較で2億3,464万円、率にして、5.1%の減となったところでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

② 歳出決算総括表でございます。

令和元年度は、平成30年度から始まりました都道府県化2年目ということで、30年度と同様に、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準などを反映いたしました。それで計算されまして、納付金を岩手県へ納付したところであります。

被保険者数の減少に伴いまして、2款 保険給付費で1億2,800万円の減、3款 納付金で6,671万円の減。また、前年度分の療養給付費等負担金の減少などに伴いまして、7款 諸支出金で5,081万円の減となったというところでございます。

また、東日本大震災への対応といたしましては、国・県の財政支援を活用し、医療機関等の窓口での一部負担金の免除などを継続して行い、被災者の負担軽減等に努めたところで

ございます。

歳出合計額は、43億5,301万5,943円で、前年度比較で2億4,539万7,934円、率にして5.3%の減となったところでございます。

なお、歳入歳出の差引額が2,977万2,950円となっております。

それでは、以下、歳出の主だった項目につきまして、19ページ以降でご説明いたします。

19ページをお開き願います。

④ 歳出事項別明細書でございます。

はじめに、1款 総務費・1項 総務管理費・2目 連合会負担金でございます。

これは、国民健康保険団体連合会負担金でございまして、岩手県国民健康保険団体連合会の事業費の一部として618万8,300円を負担したものでございます。

次に、2款 保険給付費になります。

1項 療養諸費・1目 一般被保険者療養給付費でございます。

これは、平均の被保険者数8,537人を対象とした療養の給付費等でございます。給付件数15万6,264件、給付額が28億589万3,196円となっております。

20ページの下段をご覧ください。

2款・2項 高額療養費・1目 一般被保険者高額療養費でございます。

これは、被保険者の過重な自己負担額の軽減を図るため、高額療養費を支給したもので、件数は4,726件、金額では2億9,192万6,820円となっております。

ページを返していただきまして、21ページにまいります。

上段の2款・4項・1目 出産育児一時金でございます。

これは、被保険者の出産に関し、出産育児一時金を支給したものでございまして、1件当たりの支給限度額が42万円で、件数は14件、合計で629万6,550円を支給してございます。

22ページをご覧ください。

上段の3款・1項・1目 国民健康保険事業費納付金でございます。

これは、国保制度改正に伴う県への納付金でございますが、決算額10億6,757万2,980円で、前年度との比較では6,671万3,514円の減となっております。

下段の、5款・2項・1目 保健衛生普及費でございます。

232万1,155円を支出しておりますが、主なものとしたしましては、適正な医療給付を継続するため、業者委託によるレセプト点検事業を実施したところでございます。

事業勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、診療施設勘定の決算について、ご説明をいたします。

資料2をご覧ください。

こちらにつきましても、1ページと2ページは歳入歳出決算書、3ページ以降は事項別明細書になってございますが、4ページから6ページまでは歳入の部、7ページから9ページまでは歳出の部となっております。

主だった部分を 10 ページ以降にまとめてございますので、資料の 10 ページをお開き願います。以下、先ほどと同様、概要を申し上げ説明とさせていただきます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

① 歳入決算総括表でございます。

1 款 診療収入でございますが、国民健康保険や社会保険からの診療収入で診療所経営の基幹収入となるものでございまして、歳入全体の 57%ほどを占めてございます。決算額 1 億 5,297 万 8,091 円、前年度比で 592 万円、率にして 4%の増となっております。

これは、平成 30 年 1 月に、吉浜診療所に常勤医師が着任したことに伴いまして、前年度に比べ吉浜診療所の患者数が増加し、診療収入も増加したことなどが主な要因でございます。

次に、4 款 繰入金でございますが、決算額 1 億 637 万 6,163 円、対前年度比較で 151 万円、率にして 1.4%の減となっております。

これは、診療収入の増加によるものでございまして、逆に繰入金は減となったものでございます。

歳入合計は、2 億 6,787 万 760 円で、対前年度比較で 702 万 3,365 円、2.7%の増となったところでございます。

次に、歳出についてでございますが、② 歳出決算総括表をご覧ください。

歳出合計額が 2 億 6,540 万 7,029 円で、前年度比較で 810 万 7,459 円、率にして 3.2%の増となったところでございます。

なお、歳入歳出の差引額は 246 万 3,731 円となっております。

14 ページをお開き願います。④ 歳出事項別説明書でございます。

令和元年度は、綾里、越喜来、吉浜、歯科、4 つの診療所におきまして、地域の医療ニーズに応えるため、計画的な医療機器の整備に努めながら、地域に密着した医療の提供を行ったところであり、診療所ごとにまとめてございますので、診療所ごとに申し上げます。

初めに、上段の綾里診療所でございますが、施設管理費、人件費等の総務費で 2,749 万 5,158 円、医療機器や医薬品などの購入の医業費で 78 万 3,047 円、公債費で 411 万 6,984 円、合計 3,239 万 5,189 円となっております。

綾里診療所は、週 2 日、月曜日と木曜日の午前に内科の診療を行ったところでありまして、元年度の延べ患者数は 1,070 人で、近年の傾向としては、地区内の人口減少等に伴いまして、患者数も減少傾向にあるところであります。

なお、綾里診療所につきましては、吉浜診療所の医師が兼務で対応したため、限られた曜日、時間での診療となったものでございます。

次に、下段の越喜来診療所でございますが、総務費で 8,668 万 3,826 円、医業費で 3,382 万 5,506 円、公債費で 1,176 万 7,289 円、合計 1 億 3,227 万 6,621 円となっております。

越喜来診療所は、週 5 日、内科の診療を行ったところであり、元年度の延べ患者数は 9,360 人で、近年は 1 万人前後で推移をしております。なお、越喜来診療所では、往診や訪問診

療等にも対応したところでございます。

15 ページをお開き願います。

上段の吉浜診療所でございますが、総務費で3,603万4,642円、医業費で1,292万9,682円、公債費で270万8,836円、合計5,167万3,160円となっております。

吉浜診療所につきましては、火曜日、水曜日、金曜日につきましては午前9時から午後5時まで、また、月曜日と木曜日は午後、小児科と内科の診療を行ったところであり、元年度の延べ患者数は2,504人でした。常勤医師の着任と、新たに小児科診療の開始に伴いまして、前年度に比べ大幅に患者数の増加がみられたところでございます。

次に、下段の歯科診療所でございますが、総務費で4,086万6,175円、医業費で412万830円、公債費で407万5,054円、合計4,906万2,059円となっております。

歯科診療所は、週5日、歯科診療を行ったところであり、元年度の延べ患者数は5,007人で、患者数は近年ほぼ横ばい傾向となっております。

なお、歯科診療所では、虫歯や歯周病予防にも力を入れてございまして、その成果が地区内の子どもの虫歯罹患率の低下につながっているところでございます。

なお、資料3もお渡ししておりますが、こちらの資料3につきましては、診療施設の経営状況につきまして、前年度と比較した一覧表となっておりますが、省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきますようお願いをいたします。

診療施設勘定決算の説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。ご質問はございますでしょうか。

○被保険者代表委員（熊谷勸君） すみません、単純なことをお聞きしたいんですが。今、綾里診療所の件がありましたが、越喜来にも診療所がございますよね。あれは市の診療所ではないんですか。

○国保年金課長（三上護君） 越喜来診療所も市の診療所でございます。

○被保険者代表委員（熊谷勸君） 歯科のほうです。

○国保年金課長（三上護君） 歯科につきましては、あそこは、小松歯科さんというところが入っていますが、こちらにつきましては、震災で建物が被災されたということで、民間の医療機関ですが、そこにお貸ししているということで、市営の診療所ではございません。

○被保険者代表委員（熊谷勸君） 場所だけ貸しているということですか。はい、分かりました。

○議長（田村福子君） よろしいでしょうか、その他に、質問がある方ございませんか。はい、朴澤委員お願いします。

○被保険者代表委員（朴澤美代子君） 2つほどお伺いします。吉浜診療所のお医者さんは、期限というか、任期は何年と定めてお願いしているんですか。この間、広田診療所の先生が、3月で千葉の方にお帰りになりますというお話があったんですが、せっかく、患者さんが増えて喜んで、小児科も増えてっていうところで、吉浜診療所のお医者さんは大丈夫

ですか。

もう一つは、妊婦さん1件につき42万円を支給しますと、それが14件ありましたね。これは、社会保険の人は入ってなくて14件ですよ。社会保険からいただく被保険者の方と、42万の、国保の方からいただく出産手当金でしょうか、その差額はどれぐらいあるんですかね。

今はなかなか、妊婦さんも少ないです。お金がないと、お産もできないという事態が生じているみたいですが、国保と社保を比べたときに、どれぐらいの差があるのか、その2点お伺いしたいんですが。

○議長（田村福子君） はい、事務局お願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） はい、1件目の吉浜診療所の医師の関係について、お答えいたします。吉浜診療所の医師につきましては、先ほども説明のところで触れさせていただきましたが、平成30年1月から着任しております、その前は、気仙沼の市立病院にお勤めだったんですが、そちらの方から、応援のような形でお見えいただいていたんですが、30年1月から常勤医師ということで、市の職員となつてございますし、期限についてあるのかというようなお尋ねでしたけれども、定年までお勤めいただくという形でございます。

○国保年金課係長（古水麻里君） 出産育児につきましては、資料にあります件数は、国保の人のみの件数になっております。社会保険と国保との差額ですが、1件当たり42万円というのは同じものと認識しております。

○被保険者代表委員（朴澤美代子君） はい、ありがとうございます。

○議長（田村福子君） その他にご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、以上で「日程4 報告」を終わります。

続きまして、「日程5 議事」に入ります。

(1) 諮問第1号 「大船渡市税条例の一部を改正することについて」事務局からの説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） はい、それでは、諮問第1号につきましてご説明をいたします。諮問第1号 大船渡市税条例の一部を改正することにつきまして、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。資料4をご覧くださいと存じます。

今回の条例改正は、給与所得や公的年金等への控除額の振替等の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して、意図しない影響または不利益が生じないようにするために、地方税法施行令の一部が改正されたことから、所要の規程を整備しようとするものでございます。

主な改正部分を申し上げます。

第161条は、保険税の減額についてでございます。

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、

基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者等のうち一定の給与所得者と、公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から、1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額を加算することを定めるものというのでございます。附則第 1 条は、施行期日を令和 3 年 1 月 1 日と定めるものでございます。

なお、保険税の減額に係る内容につきまして、若干補足をいたしますと、国保税につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の 4 つの区分で算定されてございますが、このうち均等割と平等割につきましては、世帯の前年の所得に応じまして、7 割、5 割、2 割と 3 区分により軽減がされてございます。

今回は、この判定のための軽減基準額を改正するものでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴うものでありまして、実質的には、給与所得者の方あるいは年金受給者の方につきましては、これまでと同様の軽減適用となるものでございます。一方で、自営業やフリーランスなどの世帯の方につきましては、給与所得者のように所得控除の 10 万円の減額が生じないため、基準額の 10 万円の引き上げによりまして、軽減が図られることになるものでございます。以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。

諮問第 1 号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、ご異議はないようですので、諮問第 1 号について原案を承認することを答申いたします。

続きまして、(2) 諮問第 2 号「令和 2 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を定めることについて」事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） はい、それでは、諮問第 2 号についてご説明をいたします。諮問第 2 号 令和 2 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、「資料 5-1」と「資料 5-2」の 2 つとなっておりますが、資料 5-1 に要点を記載してございますので、説明は 5-1 で行わせていただきます。

今回の補正予算は、人件費に係るものと、昨年度に県から借り入れを行いました財政安定化基金貸付金（4,200 万円）でございますが、これにつきまして、その一部を繰上償還するための費用を増額補正するものでございます。

最初に、歳入でございますが、6 款・繰入金、補正額 266 万円、補正理由は、歳出補正に伴う職員給与費等繰入金の増額でございます。7 款・繰越金、補正額 50 万 2 千円、補正理

由は、歳出補正に伴う、前年度繰越金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、1款・総務費、補正額266万円、補正理由は、職員給与等人員費の増額によるものでございます。9款・公債費、補正額50万2千円、補正理由は、財政安定化基金貸付金に係る繰上償還金の増額でございます。

なお、財政安定化基金貸付金につきましては、資料の一番下に記載しておりますように、昨年度、保険料収納不足額について、見込みによりまして4,200万円を県から借り入れたところですが、県から示されました算定式により貸付金が確定いたしまして、この確定に伴い、超過分の50万1,050円を繰上償還するものでございます。以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。諮問第2号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、ご異議はないようですので、諮問第2号について、原案を承認することを答申いたします。

続きまして、(3) 諮問第3号「令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）」を定めることについて、事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） はい、それでは、諮問第3号につきましてご説明いたします。

諮問第3号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、「資料6-1」と「資料6-2」になりますが、「6-1」に要点を記載してございますので、説明は「6-1」で行わせていただきます。

今回の補正予算は、大きく3点でございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、2点目は、同じく感染拡大防止対策に係る備品、衛生資材などの購入費、3点目は、令和3年3月から開始が予定されておりますオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費に関する費用について、増額補正するものでございます。

なお、オンライン資格確認について補足をいたしますと、国では、来年の3月から、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように準備を進めてございます。3月からの運用により、医療機関や薬局などで、資格確認等がオンラインで可能となります。市では、4つの国保診療所全てにおきまして、今年度中に対応できるよう、関係予算を補正予算として計上させていただいたものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。3款・繰入金、補正額199万1千円、補正理由は、歳出補正に伴う運営費繰入金の増額でございます。

5 款・諸収入、補正額 130 万円、補正理由は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金関連助成金の増額でございます。

6 款・支払基金支出金、補正額 128 万 4 千円、補正理由は、オンライン資格確認関連補助金の増額でございます。

7 款・県支出金、補正額 400 万円、補正理由は、医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、1 款・総務費、補正額 728 万 7 千円、補正理由は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、オンライン資格確認システム導入費用、それから感染予防対策に係る備品購入費等の増額でございます。

2 款・医業費、補正額 128 万 8 千円、補正理由は、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る医療器具の購入費等の増額でございます。以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。今、事務局から説明がございましたが、皆様方から何か質問ございませんでしょうか。はい、金野委員お願いします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 金野です、よろしく申し上げます。補助金等々、あとは備品等を、今のこの時代で、医療機関・薬局では、だいぶ補助金を受けて、やらないといけないのはこのとおりでいいとは思いますが、ちょっとずれるかもしれませんが、その他に4月以降のこの管内の医療機関及び薬局で歯科も含めて、患者数の減少というのはあった訳ですが、その部分でこう、国保診療所等では特段、間引きするとか、だいぶ収入も落ちてる中での話だと思うんですけど、そのあたりは今の時点では特に見えてないものでしょうか。

○国保年金課長（三上護君） はい、今、委員さんがおっしゃったようにですね、確かに新型コロナウイルス感染症拡大を受けまして、国保診療所に限らず、市内の医療機関・薬局等でも、患者数の減少というのは、傾向としては、あるやに伺っております。市でも、薬局はお聞きしなかったんですが、医療機関につきまして、医科・歯科の市内の先生方にお聞きしたところ、やはり傾向としては、減ってますよと。ただこれはだいぶ前にお聞きしたものですし、その医療機関によっても、減り具合にだいぶ差があるやに捉えてございます。一概には言えない部分もありまして、例えばですが、歯科の先生から伺ったお話では、患者数が減っているんだが、その分1人の患者さんに時間をかけて治療できるということがあるので、必ずしも報酬部分でマイナスということに直結するものではないよというようなお話も伺っておりますし、医療機関によって様々というふうに捉えてございます。そんなところでよろしいでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） はい、ありがとうございます、たぶん、年度末にならないと見えてこない部分もあると思うので、そういう補正の中で、たぶん収入が落ちれば、またその分の調整があるんだろうなというふうに思います。4月に、高田の済生会でドクターが感染ということになってから、5、6月でたぶんガクンと患者さんの動きが止まって、7、8月あたりでこう、少しずつ盛り返してきていたところですけど、た

ぶんこの11月から、また若干の受診抑制だったりが入ってきてると思うので、その部分が年度末のほうにまた見えてくるのかなと思います。十分感染対策を行ってやっているとしますので、引き続きよろしくをお願いします。

○議長（田村福子君） 事務局から、他に何かございますか。

○国保年金課長（三上護君） 金野委員さんからは、診療所の経営の部分ということもお尋ねだったかと思うんですが、そこについてお答えしなかったんですが、先ほども患者数の減少等についてはあるものの、収入面ということになると、なかなか直結しないということもありますし、確かに診療報酬が前年度に比べると減少傾向にはあるような部分もありますが、まだはっきりしたあるところをつかんでおりませんので、そこについては現時点で、お答えはなかなかできないかなと。

○議長（田村福子君） よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、他に何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） なければお諮りいたします。諮問第3号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） ご異議がないようですので、諮問第3号について、原案を承認することを答申いたします。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

では、事務局の方にお返しいたします。

○生活福祉部長（金野高之君） 田村会長、ありがとうございました。委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

次に、「次第の6 その他」でございますが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○生活福祉部長（金野高之君） よろしいでしょうか。なければ、事務局で何かありますか。

○国保年金課長（三上護君）

（事務連絡として、以下2点を説明）

- ・東日本大震災に係る国民健康保険の一部負担金の免除の継続について
- ・国保税の税率改正について

○生活福祉部長（金野高之君） ただいま事務局のほうから2点説明をさせていただきましたが、これについてご質問等ありましたらお願いいたします。

（「なし」という声あり）

○生活福祉部長（金野高之君） よろしいでしょうか、それでは、質問はないようでございますので、以上をもちまして、第4回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

できます。本日は、誠にありがとうございました。

午後 2 時 19 分閉会